

幕別町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第 1 条～第151条 略</p> <p>附 則 第 1 条～第 4 条の 2 略</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>第 6 条～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の 2 略 2～10 略</p> <p>11 略</p> <p>第10条の 3～第29条 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第 1 条～第151条 略</p> <p>附 則 第 1 条～第 4 条の 2 略</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>第 6 条～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の 2 略 2～10 略</p> <p>11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 略</p> <p>第10条の 3～第29条 略</p>

幕別町税条例の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
法附則……………地方税法附則
条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
条例附則……………幕別町税条例附則

税目名 町民税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 所得控除の名称の変更	法附則第3条の3 条例附則第5条	所得控除の名称の変更に伴う規定の整備 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。	平成31年1月1日から適用する。

税目名 固定資産税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 わがまち特例を定める規定	法附則法第15条第45号 条例附則第10条の2第11項	緑地保全・緑地推進法人が取得した土地に対する課税標準の軽減割合の規定 緑地保全・緑化推進法人が、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に取得した土地の固定資産税について、わがまち特例として平成30年度から平成32年度の間に限り課税標準を3分の2に軽減して課税する。	公布の日から適用する。